

働き方改革

長時間労働医師への面接指導について

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー
社会保険労務士 勝田 正志

2024年4月から、いよいよ医師の働き方改革の新制度が施行されました。その中の一つとして、勤務医の時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用がありま

す。今回は令和6年5月に厚生労働省から発出されたパンフレット「長時間労働を行う医師への面接指導のポイント」に基づいて説明します。

(2024/5)

A水準の医療機関の皆様もご確認ください！

長時間労働を行う医師への面接指導のポイント

- 2024年4月から、**全ての医療機関**で、**長時間労働を行う医師への面接指導の実施が義務化**されました（医療法、労働基準法）。
△ 労働安全衛生法に基づいたゆる産業医面談とは異なる新しい面接指導の仕組みです。
- 将来にわたって質の高い安全な医療を提供していくためにも、**面接指導を確実に実施し、医師の心身の健康を確保**していきましょう。

1 面接指導の対象となる医師（面接指導対象医師） 医師と患者のコミュニケーション

📢 1か月100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師が対象です。

CHECK ● A水準の医師であるか、特例水準の医師であるかを問わず対象となります。

CHECK ● 自院だけでは1か月100時間に満たない場合でも、**副業・兼業先の労働時間を通算して1か月100時間以上になることが見込まれる場合には対象**になります（※）。

※ この場合、例えば大学病院等から医師を受け入れている医療機関にも**面接指導の実施義務がかかります**ので、適切なルールづくりや手続の整備が必要になります。（裏面）

＜必要な面接指導を実施していない場合＞

医療法では、...

・医療法第25条第1項に基づく立入検査で実施状況が確認され、**指導や改善命令の対象**となります。**改善命令に従わない場合は罰則の対象**となります。

労働基準法では、...

・労働基準法第141条第3項の違反として労働基準監督署による**指導や罰則の対象**となります。

医療法、労働基準法ともに、罰則の内容は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金とされています。

ひとくらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

具体的な面接指導の実施手順については、「長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル」（改訂版）や、「いきサポ」に掲載の解説資料もご参照ください。

(マニュアル)
目次
1 面接指導
2 面接指導の手続き
3 面接指導の記録
4 面接指導の報告
5 面接指導のフォローアップ
6 面接指導の点検
7 面接指導の評価
8 面接指導の改善
9 面接指導の相談
10 面接指導の問い合わせ
11 面接指導の問い合わせ先
12 面接指導の問い合わせ先
13 面接指導の問い合わせ先
14 面接指導の問い合わせ先
15 面接指導の問い合わせ先

医療法、労働基準法において、全ての医療機関で、時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対しては、2024年4月より面接指導を実施することが義務づけられました。これは、労働安全衛生法に基づくいわゆる産業医面談とは異なる新しい面接指導の仕組みであり、また「医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項に基づく立入検査について(医療機関向け)」資料において新たな検査項目として示されています。

【必要な面接指導を実施していない場合】

医療法においては、医療法第25条第1項に基づく立入検査で実施状況が確認され、指導や改善命令の対象となります。改善命令に従わない場合は罰則の対象となります。また労働基準法では、労働基準法第141条第3項の違反として労働基準監督署による指導や罰則の対象となります(罰則の内容は、いずれも6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

【対象となる医師、面接指導を行う医師】

まず面接指導の対象となる医師(面接指導対象医師)ですが、時間外・休日労働が1か月100時間以上となることが見込まれる医師で、A水準が適用される医師であるか、特例水準の医師であるかを問いません。なお診療に従事する医師であれば、管理監督者も対象になります。また自院だけでは1か月100時間に満たない場合でも、副業、兼業先の労働時間を通算して1か月100時間以上となることが見込まれる場合は対象になります。そして面接指導対象医師には面接指導を受ける義務があります。

そして、長時間労働医師への面接指導は、面接指導実施医師が行います。

面接指導実施医師となるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
- ② 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習(面接指導実施医師養成講習会)を修了していること

上記2つの要件を満たす場合は、産業医ではなくとも、面接指導実施医師として面接指導を実施することができます。また、産業医であっても、上記2つの要件を満たさなければ、面接指導実施医師として面接指導を実施することはできません。また医療機関においては、面接指導実施医師が面接指導対象医師の直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいとされています。

【実施時期】

実施時期については、月の時間外休日労働時間が100時間以上となる前に実施する必要があります。なおA水準の適用医師については、疲労の蓄積^{*}が認められなければ、月の時間外・休日労働が100時間以上となった後遅滞なく実施することも可能です。

※一定の疲労蓄積が認められる場合とは、下記のいずれかに該当した場合です。いずれにも該当しない場合には、疲労の蓄積が認められないものとして差し支えありません。

- ① 前月の時間外・休日労働時間数：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有

面接指導の実施時期の考え方（まとめ）

医師に適用される水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度			
	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい）	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が確認された場合は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。

（厚生労働省：「長時間労働医師への面接指導」パンフレットより）

【就業上の措置の実施】

面接指導の結果を踏まえて、必要な場合には就業上の措置を実施する必要があります。産業医とも連携しながら、労働時間の短縮や宿直の回数の減少などの措置を検討してください。また医師の時間外・休日労働が1か月155時間を超えた場合、労働時間の短縮のために必要な措置を必ず講じる必要があります。

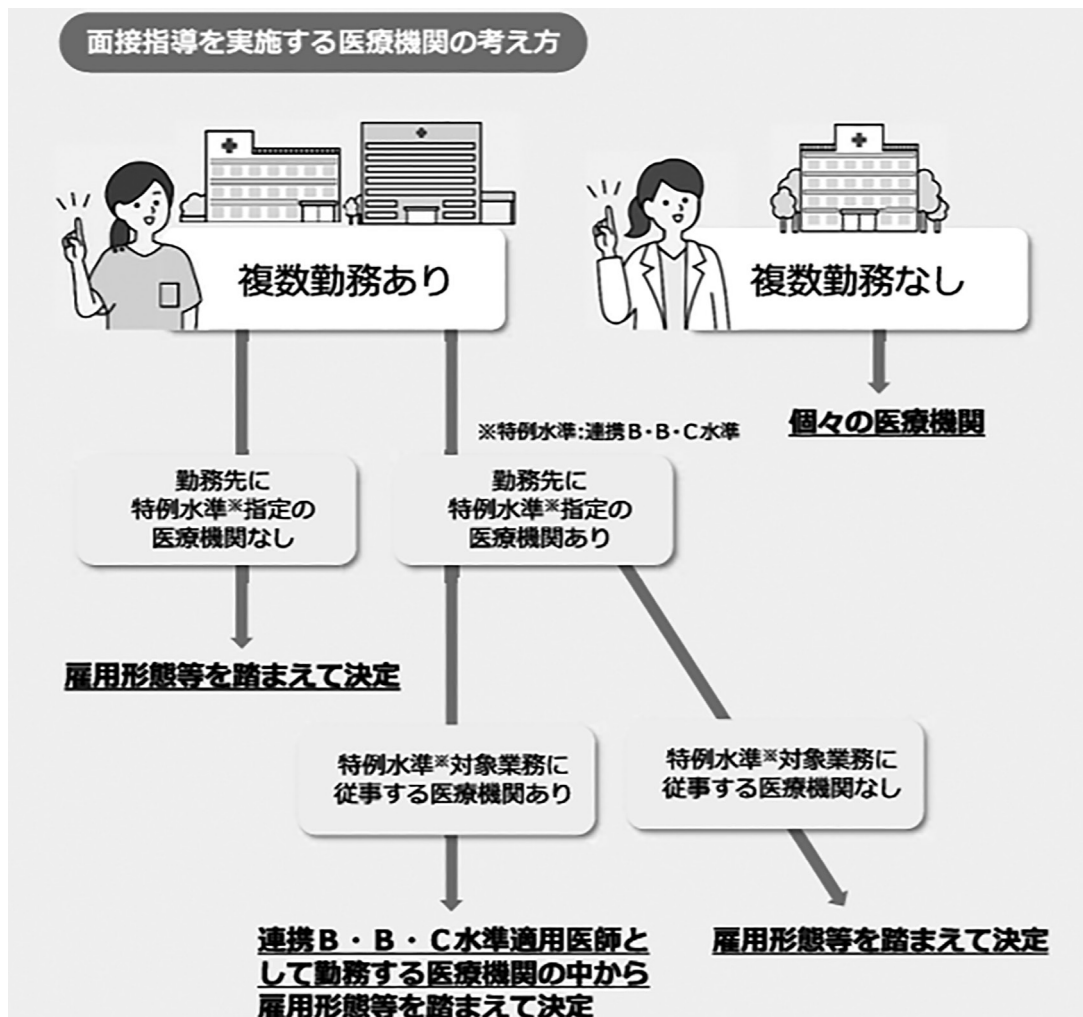
医療機関と面接指導実施医師のための「長時間労働医師の健康確保に関するマニュアル(改訂版)」、「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」、「面接指導の進め方クイックガイド」などは、厚生労働者ホームページ「医師の働き方改革」で確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html

【副業・兼業時の面接指導】

医師が副業・兼業を行っている場合には、副業・兼業先の医療機関にも、面接指導の実施の義務がかかります。月の労働時間を踏まえた面接指導の時期が遅れないよう、どの医療機関が実際に面接指導を実施するのか、どのように面接指導の結果を提出するかについて、医療機関間で事前に話し合いを行っておく必要があります。そして最終的には、医師本人の選択により、医療機関と相談の上、個別に決定してください。

そして勤務している医療機関の1つで面接指導を受けた場合、面接指導を受けた医師等が、他の医療機関にその面接指導の結果を提出することで、提出を受けた医療機関でも面接指導実施済みとすることができます。



(厚生労働省:「長時間労働医師への面接指導パンフレット」より)

【まとめ】

長時間労働医師の面接指導について、面接対象医師の把握の為に、自院で働く医師(管理監督者含む)の労働時間の状況を正確に把握していく必要があります。把握の方法としては「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、自院での把握方法を設定する必要があります。

また地域医療支援を行うために医師を他の医療機関へ派遣している場合や、自院で雇用する医師が副業・兼業を行っていることを把握している場合、医師本人の自己申告等により、副業・兼業先の労働時間を把握し、把握した副業・兼業先の労働時間と自院での労働時間を通算して、労働時間を管理していただく必要があります。

そして面接指導実施医師の確保と、院内の体制整備ができていくのかについて、改めて確認が必要です。「長時間労働を行う医師への面接指導のポイント」パンフレット裏面のチェックリストで確認ください。

長時間労働医師への面接指導の具体的な実施方法の支援の要請、また医師の働き方改革、医療勤務環境改善マネジメント

トシステム等に関するご相談や支援要請は（TEL099-813-7731）までぜひご相談ください。
鹿児島県医療勤務環境改善支援センター

2 面接指導の適切な実施に向けたチェックリスト

面接指導対象医師の特定に向けて

- 面接指導の対象になる医師を把握していますか。
 - ✓ 面接指導の対象となる医師の特定は、適切な労働時間の把握が前提になります。
 - ✓ 労働時間の確認は、原則として客観的な方法で行う必要があります。やむを得ず自己申告で行う場合には、「労働時間適正把握ガイドライン」に基づく措置を講じてください。

鹿児島県医師会キャラクター
たしかめたん



面接指導実施体制の構築に向けて

- 面接指導実施医師を確保していますか。
 - ✓ 面接指導は「面接指導実施医師」が実施します。面接指導実施医師になるためには、厚生労働省の面接指導実施医師養成講習会を受講する必要があります。
 - ✓ 医療機関の管理者は、その医療機関に勤務する医師の面接指導実施医師になれません。
 - ✓ 自院以外に所属する医師であっても面接指導実施医師になることができます。必要に応じて他の医療機関とも連携して、面接指導対象医師に対して十分な数を確保してください。

面接指導の実施に向けて

- 適切な時期に面接指導を実施していますか。
 - ✓ 時間外・休日労働が1か月100時間に達する前に面接指導を行ってください。そのためには、時間外・休日労働が80時間前後となるタイミングで実施するなど自院のルールを定めてください。
- 医師が安心して面接指導を受けられる環境を整備していますか。
 - ✓ 直属の上司を面接指導実施医師としないなど、マッチングへの配慮等をお願いします。

就業上の措置の実施に向けて

- 面接指導の結果を踏まえた対応を検討/実施していますか。
 - ✓ 面接指導の結果を踏まえて、必要な場合には就業上の措置を実施する必要があります。産業医とも連携しながら、労働時間の短縮や宿直の回数の減少などの措置を検討してください。
 - ✓ 医師の時間外・休日労働が1か月155時間を超えた場合、労働時間の短縮のために必要な措置を必ず講じてください。
- 面接指導の結果を適切に保存していますか。
 - ✓ 面接指導結果・意見書は5年間保存しなければなりません。

< 医師が複数の医療機関で勤務している場合（副業・兼業） >

- 勤務している医療機関の1つで面接指導を受けた場合、面接指導を受けた医師等が、他の医療機関にその面接指導の結果を提出することで、提出を受けた医療機関でも面接指導実施済みとすることができます。
- そのため、いずれの医療機関で面接指導を実施するか、どのように面接指導の結果を提出するかについて、あらかじめ医師や他の医療機関と話し合うなどして決定しておくことが必要です。